官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（五）　二
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（六）　二
〔法規的告示〕
○海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示（国土交通二一四）　三
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務一三）　五
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一）　六
○エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇）　六
○コートジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同二一）　六
○パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二）　六
○ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三）　六
○キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二四）　六
○トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五）　六
○ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とベリーズ政府との間の書簡の交換に関する件（同二六）　六
○パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二七）　六
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二八、二九）　七
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二五）　七
○公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同二六）　七
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五八）　七
○宅地建物取引業法第十六条第三項の規定に基づく登録講習機関の登録の件（国土交通二一五）　八
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件（防衛一六）　九
○道路に関する件（中部地方整備局六）　九
○道路に関する件（四国地方整備局一）　九
〔国会事項〕
人事院　九
〔人事異動〕
人事院　九
〔官庁報告〕
官庁事項
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　九
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九
〔資　料〕
令和七年十一月中国際収支状況（速報）及び令和七年七～九月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第五号）（消費者庁）

１　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の政令で定める法律として、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）を追加する。（本則関係）

２　この政令は、一部の規定を除き、令和八年五月二十五日から施行する。（附則関係）

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第六号）（厚生労働省）

１　介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正

地方税における給与所得控除の見直しに伴い設けられることとなる、令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例について、対象者を限定する規定の整備を行う。（附則第二十四条関係）

２　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第五号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十四号を第四百七十五号とし、第四百七十三号の次に次の一号を加える。

四百七十四　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）

本則に次の一号を加える。

四百七十六　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）

附　則

この政令は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。ただし、本則に一号を加える改正規定は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六号

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）附則第二十三条の次に二条を加える改正規定のうち附則第二十四条第一項中「第一号被保険者」の下に「（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○国土交通省告示第二百十四号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十二条第一項、第五十二条の四第一項及び第三項（同令第五十二条の五において準用する場合を含む。）、第五十二条の六、第五十七条の七第一項及び第二項第四号（これらの規定を同令第五十七条の十九において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同項第二号（同条において準用する場合を含む。）並びに船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和七年国土交通省令第九十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定める。

令和八年一月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練の内容及び方法の基準）

第一条　船員法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条第一項の表第一号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第五号を除く。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

2　規則第五十二条第一項の表第二号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄（第四号7を除く。）に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準）

第二条　規則第五十二条の四第一項の表第一号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第三号及び第四号に限る。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

2　規則第五十二条の四第一項の表第二号に掲げる船員の基本訓練の内容及び方法の基準は、別表第一（第一号及び第二号を除く。）の上欄に掲げる訓練事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄（第四号7を除く。）に掲げる内容について講習を行うものであることとする。

3　規則第五十二条の四第三項（規則第五十二条の五において準用する場合を含む。）の告示で定める基準及び規則第五十二条の六の告示で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　別表第二の上欄に掲げる実習事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について三時間以上の実習を行うものであること。ただし、実習の講師及び受講者の比率その他の事情を勘案して国土交通大臣が適当と認める場合にあっては、当該事情に応じ、当該実習に係る時間数を減ずることができる。

二　別表第三の上欄に掲げる船員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間において、別表第二の上欄に掲げる実習事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通大臣が適当と認める船上における実習及び視聴覚教材を用いた講義を行うものであること。

三　前二号によるほか、国土交通大臣が適当と認める内容及び方法により実習を行うものであること。

（登録生存講習機関が行う生存講習の時間数等）

第三条　規則第五十七条の七第一項の告示で定める時間数は、三時間とする。ただし、生存講習の講師及び受講者の比率その他の事情を勘案して国土交通大臣が適当と認める場合にあっては、当該事情に応じ、当該時間数を減ずることができる。

2　規則第五十七条の七第二項第二号の告示で定める内容及び方法の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　生存技術に関する事項に関し、別表第一第一号下欄に掲げる内容について実習を行うものであること。

二　別表第三の上欄に掲げる船員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間において、生存技術に関する事項に関し、別表第一第一号下欄に掲げる内容について、国土交通大臣が適当と認める船上における実習及び視聴覚教材を用いた講義を行うものであること。

三　前二号によるほか、国土交通大臣が適当と認める内容及び方法により実習を行うものであること。

（生存講習管理者及び講師に対する研修の基準）

第四条　規則第五十七条の七第二項第四号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　研修の内容が、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ　生存講習管理者に対する研修　次の(1)から(3)までに掲げる基準

(1)　次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間数以上行われるものであること。

科目	時間数
一　生存講習管理者としての心得	○・五時間
二　基本訓練の概要	一時間
三　生存講習実施要領その他生存講習の実務	一時間
四　安全管理	○・五時間

(2)　生存講習管理者に対する研修を行うのに十分な知識及び能力を有すると認められる講師により行われるものであること。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、生存講習管理者として生存講習事務の管理を行うに当たり必要な知識及び能力の維持のために適当であると認められるものであること。

ロ　講師に対する研修　次の(1)から(4)までに掲げる基準

(1)　次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間数以上行われるものであること。

科目	時間数
一　基本訓練の概要	一時間
二　生存講習指導要領	二時間
三　安全管理	○・五時間

(2)　(1)の表（第一号を除く。）の上欄に掲げる科目の実施に当たり、受講者を生存講習に立ち会わせるものであること。

(3)　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらの者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる講師により行われるものであること。

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、生存講習の講師として生存講習の効果的な実施に必要な知識及び能力の維持のために適当であると認められるものであること。

二　国土交通大臣が適当と認める研修実施規程に従い、研修を行うものであること。

三　研修の全ての課程を修了した者に対してのみ受講証明書を交付するものであること。

四　必要に応じて再研修を行うものであること。

五　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に基づき研修を行うものであること。

（準用）

第五条　第三条第一項の規定は規則第五十七条の十九において準用する規則第五十七条の七第一項の告示で定める時間数について、第三条第二項の規定は規則第五十七条の十九において準用する規則第五十七条の七第二項第二号の告示で定める内容及び方法の基準について、前条の規定は規則第五十七条の十九において準用する同項第四号の告示で定める基準について準用する。この場合において、第三条の見出し中「登録生存講習機関が行う生存講習」とあるのは「登録消火講習機関が行う消火講習」と、同条第一項ただし書並びに前条第一号ロ⑵及び⑷中「生存講習」とあるのは「消火講習」と、第三条第二項第一号及び第二号中「生存技術に関する事項」とあるのは「消火技術に関する事項」と、「別表第一第一号下欄」とあるのは「別表第一第二号下欄」と、前条の見出し及び同条第一号イ⑴を除く。）中「生存講習管理者」とあるのは「消火講習管理者」と、同号イ⑴の表第一号中「生存講習管理者としての心得」とあるのは「消火講習管理者としての心得」と、同表第三号中「生存講習実施要領その他生存講習の実務」とあるのは「消火講習実施要領その他消火講習の実務」と、同条第一号イ⑶中「生存講習事務」とあるのは「消火講習事務」と、同号ロ⑴の表第二号中「生存講習指導要領」とあるのは「消火講習指導要領」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第二条、第三条、第五条関係）

訓練事項	内容
一　生存技術に関する事項	1　船舷から水面への安全な飛び降り方に関すること。 2　救命いかだ（艤装品を含む。）、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関すること。
二　消火技術に関する事項	1　火災の化学的性質に関すること。 2　火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関すること。 3　火災現場における救助活動に関すること。
三　応急手当に関する事項	1　負傷者に対する応急処置に関すること。 2　人体の構造及び機能に関すること。
四　個々の安全及び社会的責任に関する事項	1　船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関すること。 2　避難路並びに船内通信及び警報装置に関すること。 3　船内における作業の安全に関すること。 4　海洋汚染の防止に関すること。 5　船員の疲労の軽減に関すること。 6　船内における効果的なコミュニケーションに関すること。 7　船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関すること。
五　海洋環境の保全及び漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する事項	1　漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置に関すること。 2　漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関すること。

備考

一　この表の下欄に掲げる内容を含む訓練であって国土交通大臣が定めるものを修了した者が基本訓練を受ける場合には、当該内容に係る講習を受講することを要しない。

二　この表の下欄に掲げる内容は、国土交通大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。

別表第二（第二条関係）

実習事項	内容
一　生存技術に関する事項	別表第一第一号下欄に掲げる内容
二　消火技術に関する事項	別表第一第二号下欄に掲げる内容

備考

一　あらかじめ実習計画を作成し、これに基づいて実習を行うこと。

二　実習を行うに当たっては、関連するＩＭＯモデルコースを参考とすること。

三　実習の受講者の数は、講師一人につきおおむね十五人以下とすること。

四　実習を行うに当たっては、講師の補助者を配置すること。

五　この表の下欄に掲げる内容を含む講習であって国土交通大臣が定めるものを修了した者が実技講習を受講する場合には、当該内容に係る実習を受講することを要しない。

六　実習に使用する設備を搭載する義務がない船舶に乗り組む船員として雇い入れられる者が実技講習を受講する場合には、国土交通大臣が適当と認める視聴覚教材を用いた講義をもって当該設備を使用する実習に代えることができる。

別表第三（第二条、第三条関係）

一　特定遠洋・近海船（漁ろう及び国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項の国際航海をいう。以下この表において同じ。）以外の船舶（漁船特殊規則（昭和九年逓信省・農林省令第五条第四号又は第五号に掲げる業務に従事する漁船（以下この表において「特定漁船」という。）を除く。）であって、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものをいう。次号において同じ。）に乗り組む船員のうち、令和十年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間に船員手帳（当該船員が令和四年四月一日において受有していた船員手帳をいう。次号において同じ。）の有効期間が満了するもの	令和八年三月三十一日
二　特定遠洋・近海船に乗り組む船員のうち、令和十二年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和九年三月三十一日
三　特定沿海船（漁ろう及び国際航海に従事しない総トン数二十トン以上の船舶（特定漁船を除く。）であって、沿海区域を航行区域とするもの（平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域のみを航行するものを除く。）をいう。以下この表において同じ。）に乗り組む船員のうち、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に船員手帳（当該船員が令和六年四月一日において受有していた船員手帳をいう。以下この表において同じ。）の有効期間が満了するもの	令和八年三月三十一日
四　特定沿海船に乗り組む船員のうち、令和十年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間に船員手帳の有効期間が満了するもの	令和九年三月三十一日

五　も和の十四年三海月船に十一り日組まで船員の間にう船ち、令和十二年三月三十一日の有効期間が満了する	令和十年三月三十一日
六　も和の十六年三海月船に十一り日組まで船員の間にう船ち、令和十四年三月三十一日の有効期間が満了する	令和十一年三月三十一日
七　お船トン（ぴ沿海トン数昭いで和初域二いめをて航乗組むととなるをつ施行日後の日となる船員同は総トン数を和五十五年我が国国際総排のもの（船舶水域漁船等（漁業に従事する船舶にあっては、遠洋区域又は近海区域を航行する船舶にあっては、平成十年三月三十一日までの間に限る。）の総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員　第一条第一項に規定する基準 二　漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員　第二条第二項に規定する基準	この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過するまでの間、当該船舶に乗り組む船員については、第二条第二項の告示で定める基準は、第二条第三項第一号に規定する基準とする。
八　施行日前各号においてい掲げる海技免状のをほ受有しな船舶等にも乗り組むのに船員のうち、	施行日から起算して五年を経過するまでの間、当該船舶に乗り組む船員のうち、
九　施行日前各号においてい掲げる海技免状のをか受有するもの船員のうち、	当該海技免状の有効期間が満了する日から起算して五年を経過するまでの間、当該船舶に乗り組む船員のうち、

附　則

（施行期日）

1　この告示は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（基本訓練及び実技講習に関する経過措置）

2　船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（次項において「整備省令」という。）附則第二条第一項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる船員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員　第一条第一項に規定する基準

二　漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員　第二条第二項に規定する基準

3　整備省令附則第二条第二項の告示で定める基準は、第二条第三項第一号に規定する基準とする。

その他告示

○総務省告示第十三号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年一月十四日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　タイムスタンプサービス DiaStamp（令和８年１月14日付けでＭＩＮＤタイムスタンプサービスから変更）

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　71d6　0724　9a7c　7343　11cd　3714　c33c　aef9　f391　15bb

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　3a84　61a2　ace4　a0e2　c72c　1d53　57dc　bdb4　5027　a4ca　2a64　de06　36e5　16e7　1aa6　b81f

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　6630　284b　d365　d7fb　90fc　9a8b　15ad　8e70　ade0　5e43

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　7281　41ec　93f1　41c7　f109　34fd　def3　471f　f9cc　73b9　6938　86d0　cced　2c17　ff40　8927

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４－６－８

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十三日

消防庁長官　大沢　博

記

ＡＥ－⑰－1330	株式会社第一テンナ商会
Ｅ－⑩－48283	株式会社ＳＰＡＣＥ　ＣＲＥＡＴＵＳ
Ｅ－⑩－48289	有限会社白石工務店
Ｅ－⑬－48306	泉幸株式会社
Ｅ－①－48324	金田　勇介
Ｅ－⑲－48273	深澤　智樹
Ｅ－⑭－48307	有限会社ＩＫＫ
Ｅ－⑬－48319	株式会社アイズ・アート
Ｅ－㊲－48325	株式会社ＡＨＥＡＤ
Ｅ－㉑－48326	株式会社インテリア中島
Ｅ－②－48317	肥前　　淳
Ｅ－㊸－48320	株式会社Tami
Ｅ－⑫－48312	有限会社中島内装
Ｅ－⑫－48313	有限会社髙和産業
Ｅ－㊲－48315	髙畑　隆二
Ｅ－㊻－48321	株式会社Luke
Ｅ－㊹－48322	松川富士雄
Ｅ－⑳－48318	株式会社neo system
Ｅ－⑩－48323	株式会社アスクレア
Ｅ－㉓－48331	合同会社アールファクトリー
Ｅ－㉚－48332	増田　典昭
Ｅ－⑬－48316	株式会社アイトラストサービス
Ｅ－⑳－48329	田口　博久
Ｅ－⑫－48327	株式会社タケフジ
Ｅ－⑬－48328	寺田　武史
Ｅ－⑫－48337	有限会社幸陽
Ｅ－㉞－48341	大久保　至
Ｅ－⑬－48334	山内　健汰
Ｅ－㉗－48339	さくら商会株式会社
Ｅ－㉚－48340	大西　康仁
Ｅ－⑬－48336	株式会社キクチ
Ｅ－㊻－48338	降旗　龍星
Ｅ－④－48335	Ａホープインテリア株式会社
Ｅ－㊳－48344	インテリアみつもり株式会社
Ｅ－㉛－48346	株式会社岩田技創
Ｅ－㊸－48330	株式会社トータルインテリアーズ
Ｅ－㊸－48348	Ｔ・Ｉ・Ｕ株式会社
Ｅ－㉚－48333	株式会社アートインテリアナガイ
Ｅ－①－48342	有限会社総合インテリアハーモニー
Ｅ－㉒－48345	平野　佳則
Ｅ－①－48347	株式会社アイ・エス・エス
Ｅ－㉗－48352	株式会社ＡＩＩＮ
Ｅ－⑬－48343	グリーンロード株式会社
Ｅ－⑬－48351	インテリアライフ株式会社
Ｅ－②－48350	株式会社協和
Ｅ－⑬－48349	クリー株式会社
Ｅ－㉓－48360	合同会社フリーキスワークス
Ｅ－⑩－48353	宮原　正隆
Ｅ－⑭－48358	株式会社中村建設
Ｅ－⑧－48354	有限会社小林製作所
Ｅ－㉛－48361	株式会社ノガワ
Ｅ－①－48362	株式会社ＮＴインテリア
Ｅ－①－48363	有限会社中里表具店
Ｅ－⑲－48364	株式会社小俣美装
Ｅ－㊻－48366	橋本　洋昌
Ｅ－㊸－48357	濱口　祐規
Ｅ－⑬－48359	clueファクトリー株式会社
Ｅ－⑪－48365	有限会社ケンズ・リフォーム
Ｅ－⑬－48356	株式会社泉宣宏社
Ｅ－⑬－48355	株式会社ナイスガレージ
Ｅ－⑫－48367	Ｇ・Ｆリビング株式会社
Ｅ－㉓－48368	株式会社ＭＫカンパニー

E―㊵―48369　株式会社enhanz fabric
E―⑩―48374　株式会社リアール
E―⑭―48375　建都工藝株式会社
E―⑬―48371　株式会社ザックステージ
E―⑫―48377　株式会社エスエスワーク
E―①―48378　株式会社プラスK企画
E―⑪―48372　株式会社Space・Creates
E―②―48381　辻村　進一
E―㊲―48376　ＲＪ株式会社
E―⑨―48373　株式会社クボタ美装
E―⑫―48380　株式会社阪東
E―㉘―48370　株式会社T―da工房
E―①―48386　有限会社建築防災センター
E―⑮―48384　門間　信和
E―③―48382　株式会社堀井建業
E―⑬―48385　株式会社バウハウス
E―⑳―48390　いしかわ商事有限会社
E―⑩―48391　株式会社匠美
F―⑥―1760　ステラス有限会社
F―㉗―1762　大倉ケミテック株式会社
F―⑭―1761　enjoy smile Co.株式会社
F―⑫―1766　株式会社スモルビ
F―㉑―1769　株式会社スーパーメイト
F―⑬―1764　株式会社ニッケン
F―㉖―1767　株式会社FiT
F―㉓―1770　株式会社パイン・クリエイト
FE―㉓―1755　日本ポリマー株式会社
FE―㉓―1765　ニッカホーム株式会社
FE―⑬―1763　東鋼株式会社
FE―⑬―1768　株式会社エモナイト
FE―㊸―1772　株式会社DOUO
FE―⑬―1771　フェニックスダーツジャパン株式会社
FE―⑬―1773　株式会社オンリースタイル
FE―①―Q0028　株式会社ニトリ

○外務省告示第二十号

令和七年十二月八日にマンジニで、エスワティニ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエスワティニ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億三百万円
3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　志水史雄在エスワティニ大使
エスワティニ側　タンボ・ギナ経済企画開発大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十一号

令和七年十二月二十二日にアビジャンで、コートジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億六千百万円
3　署名者
日　本　側　胡摩崖淳志在コートジボワール大使
国際移住機関側　ダビッド・プル在コートジボワール事務所長

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十二号

令和七年六月二十六日にアスンシオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十七日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　板垣克巳在パラグアイ大使
パラグアイ側　ルベン・ラミレス・レスカノ外務大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十三号

令和七年十二月十五日にテグシガルパで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二億四千七百万円
3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　中井一浩在ホンジュラス大使
ホンジュラス側　ハビエル・エフライン・ブ・ソト外務・国際協力大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十四号

令和七年十二月十七日にハバナで、キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億四千七百万円
3　署名者
日　本　側　中村和人在キューバ大使
国際連合児童基金側　スニー・ギドッティ在キューバ事務所代表代行

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十五号

令和七年十二月十日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　署名者
日　本　側　稲垣久生在トンガ大使
トンガ側　アイサケ・ヴァル・エケ首相

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十六号

令和七年十二月十七日にベリーズ・シティで、ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベリーズ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億七千百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　山倉良輔在ベリーズ大使館大使
ベリーズ側　フランシス・フォンセカ外務・貿易・教育・文化・科学技術大臣

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十七号

令和七年十二月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億千八百万円
3　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
国際連合開発計画側　サムエル・リズク在パキスタン事務所代表

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年一月七日
発行年月日　令和七年三月十三日
旅券番号　ＴＴ八一五三九一七

○外務省告示第二十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年一月七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年一月七日
発行年月日　令和六年六月二十七日
旅券番号　ＴＴ六四三七八九〇

○財務省告示第二十五号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十二月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月二十三日　　財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	200,000,000円	101.60円
〃	第23回	500,000,000円	101.73円
〃	第24回	3,000,000,000円	101.40円
〃	第24回	3,000,000,000円	101.43円
〃	第24回	5,700,000,000円	101.50円
〃	第24回	2,800,000,000円	101.56円
〃	第25回	1,400,000,000円	104.34円
〃	第29回	400,000,000円	98.93円
〃	第30回	3,000,000,000円	98.74円
合　計		20,000,000,000円	

○財務省告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年一月二十三日　　財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（30年）	第51回	令和７年12月10日	27,000,000円	61.81円

○農林水産省告示第五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 長崎県 / 1,523 （略） / （略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 長崎県 / 1,323 （略） / （略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	786
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	986
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第二百十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録したので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年一月七日
二　登録番号　（一）第〇三八号
三　登録講習機関の氏名又は名称　学校法人河原学園
四　住所　愛媛県松山市一番町一丁目一番地一
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　愛媛県松山市三番町六丁目八番三号
六　法人である場合の代表者の氏名　河原　成紀

○防衛省告示第十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和二年防衛省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

第十六号の表中対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

その関係図面は、令和八年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四日市市白須賀一丁目一九六八番三から同市羽津町一九六七番四まで	前	一六・七五～二一・四メートル	〇・〇一七キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一七・三九～二四・六九メートル	〇・〇一七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字垣之内三九〇番一から同市伊座字池繁三五三番一まで	前	二七・七八～四五・七四メートル	〇・〇五一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二二・〇五～三三・一〇メートル	〇・〇五一キロメートル	
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A　九・七四～七七・七二メートル B・C　八・六六一メートル D・E・F　一四・〇〇～一二三・三七メートル G・H・I・J・K　九・二七二メートル		
	後	A　九・七四～七七・七二メートル B・C　八・六六一メートル D・E・F　一四・〇〇～一二三・三七メートル G・H・I・J・K　九・二七二メートル		

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

国会事項

参議院

議員辞職

一月二十一日議長は、東京都選挙区選出議員山本太郎の辞職を許可した。

人事異動

人事院

（職員福祉局長）　荒井　仁志
辞職を承認する
（人材局審議官）　荒竹　宏之
事務総局総括審議官に昇任させる
公務員研修所副所長の併任を解除する
（事務総局総括審議官）　堀内　斉
職員福祉局長に配置換する
（職員福祉局次長）　前田　聡子
職員福祉局職員福祉課長事務取扱を命ずる
（企画法制課長）　藤原　知朗
人材局審議官に昇任させる
公務員研修所副所長に併任する
（総務課長）　柳田　健一
総務課広報室室長事務取扱を命ずる
（職員福祉局職員福祉課長）　神宮司　英弘
企画法制課長に配置換する
（人事課人事戦略室長）　本田　英章
総務課広報室室長の併任を解除する（以上一月十三日）

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和７年10月８日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年１月23日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）芳賀台地地区

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五五に基づき、アメリカン・ビューロー・オブ・シッピングから登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の変更

（一）　代表者の氏名の変更

変更前	Christopher J. Wiernicki
変更後	John McDonald

（二）　変更年月日　令和八年一月一日

資料

令和７年11月中国際収支状況（速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	11月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	5,812	−1,963	3,868
（対前年同月比）	（50.3）	（−18.0）	（—）
貿易収支	6,253	983	1,191
（対前年同月比）	（425.1）	（—）	（—）
輸出	93,908	96,570	89,319
（対前年同月比）	（5.1）	（2.8）	（2.9）
輸入	87,655	95,586	88,128
（対前年同月比）	（−0.5）	（0.1）	（−5.8）
サービス収支	−441	−2,946	2,677
（対前年同月比）	（—）	（240.1）	（—）
第一次所得収支	33,809	34,646	33,745
（対前年同月比）	（0.2）	（8.6）	（9.2）
第二次所得収支	−2,880	−4,348	−4,224
（対前年同月比）	（−31.8）	（−12.5）	（46.9）
経常収支	36,741	28,335	33,389
（対前年同月比）	（10.0）	（15.5）	（58.2）
資本移転等収支	−272	−167	−146
直接投資	22,305	43,633	22,892
証券投資	−4,434	−160,915	−14,819
金融派生商品	11,046	9,043	9,632
その他投資	5,447	113,011	−1,124
外貨準備	6,808	3,696	7,061
金融収支	41,173	8,469	23,641
誤差脱漏	4,703	−19,699	−9,602

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年７～９月中国際収支状況（第２次速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	7月	8月	9月	7～9月
貿易・サービス収支	−9,917	−1,952	−409	−12,278
（対前年同月〈期〉比）	（−4.7）	（−58.0）	（−94.0）	（−43.7）
貿易収支	−2,169	687	2,175	693
（対前年同月〈期〉比）	（−52.8）	（—）	（—）	（—）
輸出	90,132	83,744	94,464	268,339
（対前年同月〈期〉比）	（−4.8）	（−0.2）	（8.6）	（1.0）
輸入	92,301	83,057	92,289	267,647
（対前年同月〈期〉比）	（−7.0）	（−5.4）	（1.8）	（−3.6）
サービス収支	−7,748	−2,639	−2,584	−12,970
（対前年同月〈期〉比）	（33.3）	（234.2）	（−17.6）	（33.2）
第一次所得収支	40,626	42,357	49,581	132,563
（対前年同月〈期〉比）	（−10.4）	（−11.5）	（82.6）	（10.1）
第二次所得収支	−5,061	−4,402	−4,899	−14,363
（対前年同月〈期〉比）	（103.5）	（2.6）	（−2.4）	（21.7）
経常収支	25,647	36,003	44,273	105,923
（対前年同月〈期〉比）	（−21.0）	（−7.5）	（188.0）	（22.1）
資本移転等収支	−162	−161	−215	−539
直接投資	9,735	25,462	21,060	56,257
証券投資	−30,467	−16,868	90,990	43,655
金融派生商品	5,879	5,990	2,387	14,256
その他投資	25,944	−5,214	−52,679	−31,949
外貨準備	2,542	5,978	6,034	14,555
金融収支	13,633	15,349	67,792	96,774
誤差脱漏	−11,852	−20,493	23,735	−8,610

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人久保豊の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年１月23日　　名古屋法務局

元当局所属公証人橋本眞一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年１月23日　　大阪法務局

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第２号の規定に基づき、令和７年10月８日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年１月23日　法務大臣　平口　洋

記

名称　司法書士法人Ｋパートナーズ
所属する司法書士会　大阪司法書士会
法人番号　28―00136
主たる事務所の所在地　大阪市北区西天満２丁目10番２号

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年１月23日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　澤井　俊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、大規模災害等の重大事案が発生した場合、現場状況の迅速な把握のため、ヘリコプター等で撮影した現場映像情報をリアルタイムに入手し、政府関係機関へ伝達し情報共有を図るとともに、現場状況に基づいた迅速・的確な指揮命令を実施するべく、伝送手段としての衛星通信回線提供サービスを受ける業務である。本業務は、従前より契約締結に必要とする条件を満たすと認められる者（以下「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で３．の応募要件を満たし、本業務の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、３．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名

海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）

⑵　業務内容及び目的

本業務は、大規模災害時等、現場映像情報の伝送を行うために、衛星通信回線サービスの提供を受けることを目的とする。

⑶　履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日

３．応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③　当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれを準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　経営状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。

⑥　入札業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

⑵　業務執行体制に関する要件

電気通信事業法第９条に基づく登録又は電気通信事業法第16条第１項に基づく届出を行った電気通信事業者であること。

⑶　業務実績に関する要件

平成24年度以降公示日（令和８年１月23日）までに本邦で完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１年以上衛星を用いた通信サービスの提供実績があること。

４．手続等

⑴　担当部局

〒100―8976　東京都千代田区霞が関２―１―３

①　公示及び説明書に関すること
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係　神谷
電話03―3591―8976（内線2831）

②　本件業務に関すること
海上保安庁総務部情報通信課第一施設係　勝田
電話03―3591―8976（内線3111）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：令和８年１月23日（金）から令和８年２月２日（月）まで

②　交付場所等：４．⑴①に同じ。

③　交付方法：交付場所にて交付する。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①　提出期限：令和８年２月２日（月）　17時00分

②　提出場所等：４．⑴②に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る）

５．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　４．⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は後日通知

⑷　詳細は「公示に関する説明書」による。

⑸　本業務は令和８年度予算成立を条件とする調達である。

6．Summary

⑴　Subject matter of service：Dedicated circuit of satellite video transmission of JCG

⑵　Time-limit to express interests：17：00 P.M. 2 February 2026

⑶　Contact point for documentation relating to the proposal：KAMIYA Kei, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, JCG, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8976 Japan, TEL 03―3591―6361 ext. 2831

⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs：SAWAI Syun, Director General, Administration Department, JCG

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続終結及び免責許可決定

失踪宣告取消

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田3523番地
清算株式会社　株式会社魚敬
代表清算人　蛭田美代子

１　決定年月日　令和８年１月９日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本協定の対象となる債権

特別清算会社株式会社魚敬（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、令和７年９月29日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。

２　債権額

協定債権者の令和７年９月29日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。

第２　按分弁済

１　特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、資産の換価代金から、第３に定める債権の弁済額及び必要な費用を控除した残高を、別紙「本件協定債権額一覧」に応じて按分して弁済する。

２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。

３　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

４　第１項の規定による弁済の後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たに按分弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

５　特別清算開始決定日以降、本件協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する本件協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

第３　共益的及び優先債権

協定債権者の共同利益のためにする裁判上の諸費用、清算業務遂行に要する諸費用及び特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じた債権などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。

（別紙省略）

横浜地方裁判所横須賀支部

再生債権の一般調査期間変更

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二五頁（号外第一六九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　八十五頁（号外第一六〇号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　九十頁（号外第一四八号）

（丁）https://nsb-kns.nipponsteel.com/

（戊）https://www.nsh-setouchi.nsb-stu.nipponsteel.com/index.html

（己）https://nsh-kyushu.nipponsteel.com/

令和八年一月二十三日
茨城県鹿嶋市大字光三番地
（甲）ＮＳハートフルサービス東日本株式会社
会社　代表取締役　清水　茂雄
北海道室蘭市みゆき町二丁目一三番一号
（乙）ＮＳハートフルサービス北日本株式会社
会社　代表取締役　岩見　恭司
愛知県東海市富木島町葭野九七番地の一
（丙）ＮＳハートフルサービス東海株式会社
代表取締役　平泉　博史
和歌山県和歌山市湊一八五〇番地
（丁）ＮＳハートフルサービス関西株式会社
代表取締役　有本　亮介
兵庫県姫路市広畑区正門通四丁目九番地の六
（戊）ＮＳハートフルサービス瀬戸内株式会社
会社　代表取締役　福永　明
福岡県北九州市小倉北区許斐町一番地
（己）ＮＳハートフルサービス九州株式会社
代表取締役　池田　貴紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）http://www.fmg.sc/
令和八年一月二十三日
千葉県成田市不動ヶ岡二一一八番地五
（甲）株式会社ＦＭＧ
代表取締役　鳥越　靖司
千葉県成田市不動ヶ岡二一一八番地五
（乙）株式会社ｆｍｇ
代表取締役　鳥越　靖司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://adxc.co.jp/e-public-notice/
令和八年一月二十三日
東京都港区麻布台一丁目三番一号
（甲）株式会社SHIFT
代表取締役社長　丹下　大
東京都千代田区大手町一丁目六―一
（乙）株式会社ADX Consulting
代表取締役社長　関　滋弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の総社員の同意の取得は令和七年十二月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日
東京都豊島区池袋三丁目四六番五号
（甲）合同会社ＭＩ２
代表社員　入江　康二
東京都豊島区池袋三丁目四六番五号
（乙）合同会社ＭＩ
代表社員　入江　康二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　胆江日日新聞
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　八頁
（乙）掲載　胆江日日新聞
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　八頁
令和八年一月二十三日
東京都大田区北糀谷一丁目二〇番八号
（甲）株式会社三輝
代表取締役　阿部　拓也
東京都大田区北糀谷一丁目二〇番八号
（乙）三輝グローバル株式会社
代表取締役　阿部　拓也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十三日
東京都千代田区丸の内一丁目一番二号
（甲）ＳＭＣ０４０１株式会社
代表取締役　石黒　則充
愛知県豊川市大木町新道一〇〇番地
（乙）ＮＪＴ銅管株式会社
代表取締役　石黒　則充

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十三日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（甲）ＢＴホールディングス株式会社
代表取締役　松岡　修
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
（乙）ビット・ホールディングス株式会社
代表取締役　大松龍一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十八日
掲載頁　一五八頁（号外第二七六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十三日
東京都新宿区新小川町一番七号
（甲）成美堂出版株式会社
代表取締役　深見　公子
東京都新宿区新小川町一番七号
（乙）有限会社成美堂出版サービス
代表取締役　深見　公子

合併公告

債権者　各位

左記投資法人（甲）は、ＤＲＥＡＭホスピタリティリート投資法人（東京都千代田区平河町二丁目一六番一号）（乙）と合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の七第二項に基づき投資主総会の承認決議は経ず、乙の投資主総会決議は令和八年一月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日
東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
ＤＲＥＡＭプライベートリート投資法人
執行役員　萬野　雅史

合併公告

投資主、登録投資口質権者及び債権者　各位

本投資法人は、合併によりＤＲＥＡＭプライベートリート投資法人（東京都千代田区平河町二丁目一六番一号、執行役員　萬野　雅史）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、本投資法人の投資主総会の承認決議は令和八年一月二十日に終了しております。

この合併に反対で、投資口買取請求をされる投資主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨及び投資口買取請求に係る投資口の口数を書面によりお申し出下さい。

また、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

ＤＲＥＡＭホスピタリティリート投資法人

執行役員　神出創太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　二十一頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　八十六頁（号外第一二一号）

令和八年一月二十三日

東京都千代田区二番町八番地八

（甲）株式会社Ｐｅａｃｅ　Ｄｅｌｉ

代表取締役　伊藤　弘雅

東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社セブンファーム

代表取締役　久留原昌彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第二七二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十三日

東京都稲城市矢野口三〇五番地の一長坂ビル三階

（甲）徳永薬局株式会社

代表取締役　徳永　愛子

東京都大田区中馬込二丁目二番二号

（乙）株式会社東銀座薬局

代表取締役　徳永　章

埼玉県川越市大字安比奈新田二七九番地一八

（丙）有限会社みさき薬局

代表取締役　徳永　愛子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/affiliates/

令和八年一月二十三日

東京都渋谷区東二丁目二三番三号

（甲）ディープラボ株式会社

代表取締役　甲斐　寛之

東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号

（乙）アルファメディカルマネジメント株式会社

代表取締役　西野　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://rocketstar.co.jp/koukoku_ud

（丙）https://rocketstar.co.jp/koukoku_udg

令和八年一月二十三日

東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル十五階

（甲）株式会社ＲＳ１

代表取締役　岩本　眞二

東京都新宿区山吹町三四四番地ＳＫビルディング三Ｆ

（乙）株式会社ＵＤＧ

代表取締役　岩本　眞二

東京都新宿区山吹町三四四番地ＳＫビルディング三Ｆ

（丙）株式会社ＵＤＧ

代表取締役　岩本　眞二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　九十頁（号外第七号）

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番三号

（甲）株式会社セールスフォース・ジャパン

代表取締役　小出　伸一

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー二六階

（乙）インフォマティカ・ジャパン株式会社

代表取締役　小澤　泰斗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第九号）

令和八年一月二十三日

東京都武蔵野市境二丁目二番一二号

（甲）清本建設株式会社

代表取締役　清本　正法

東京都武蔵野市境二丁目二番一二号

（乙）株式会社清本ビル

代表取締役　清本　正法

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

（甲）合同会社ＱＢＴ

代表社員　久保田**吉**幸

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

（乙）合同会社ＴＭＫ

代表社員　久保田**吉**幸

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

（丙）合同会社ＹＳＫ

代表社員　久保田**吉**幸

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

（丁）合同会社ＳＨＧ

代表社員　久保田**吉**幸

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

（戊）合同会社ＹＹＫ

代表社員　久保田**吉**幸

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

（己）合同会社ＡＩＫ

代表社員　久保田**吉**幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三日

掲載頁　一二一頁（号外第四十二号）

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（甲）株式会社ＧＲＣＳ

代表取締役　佐々木慈和

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（乙）株式会社バリュレイト

代表取締役　望月　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１及び乙２の権利義務全部を承継して存続し乙１及び乙２は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年十二月二十六日
　掲載頁　九十四頁（号外第二八六号）
（乙１）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年九月二十九日
　掲載頁　二二二頁（号外第二一七号）
（乙２）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年九月二十九日
　掲載頁　二二二頁（号外第二一七号）
　令和八年一月二十三日
　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番地
（甲）株式会社高橋汽罐工業
　代表取締役　小野　豊
　兵庫県小野市匠台六三番地
（乙１）ＪＲＣＣ＆Ｍ株式会社
　代表取締役　築山　英明
　神奈川県横浜市都筑区川向町八九四―一
（乙２）株式会社セイコーテック
　代表取締役　豊島　一欽

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月一日
　掲載頁　一三二頁（号外第一五〇号）
　令和八年一月二十三日
　富山県富山市秋ヶ島三〇番地
（甲）株式会社富山エアポート
　代表取締役　岡田信一郎
　富山県富山市秋ヶ島三〇番地
（乙）富山空港ターミナルビル株式会社
　代表取締役　岡田信一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十二月十九日
　掲載頁　六十七頁（号外第二七七号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十二月十九日
　掲載頁　六十七頁（号外第二七七号）
　令和八年一月二十三日
　名古屋市中区新栄二丁目四番一七号
（甲）株式会社代輝
　代表取締役　長瀬　清
　名古屋市中区新栄二丁目四番一七号
（乙）株式会社ケーディワークス
　代表取締役　長瀬　清

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年八月二十五日
　掲載頁　一八一頁（号外第一九一号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
　令和八年一月二十三日
　三重県桑名市大字福島九一六番地
（甲）エリートクリーニング株式会社
　代表取締役　森川　謙作
　愛知県名古屋市天白区島田一丁目一五〇七番地
（乙）有限会社ホープ中京
　代表取締役　森川　謙作

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月三十日
　掲載頁　二三〇頁（号外第一四八号）
　令和八年一月二十三日
　大阪市中央区備後町三丁目六番二号ＫＦセンタービル
（甲）株式会社ウィザス
　代表取締役　生駒　富男
　兵庫県西宮市霞町五番四四号
（乙）京大ゼミナール久保塾株式会社
　代表取締役　一柳　光司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十月三日
　掲載頁　一一〇頁（号外第二二二号）
　令和八年一月二十三日
　福岡市東区香椎浜二丁目八番三〇号
（甲）イオン九州株式会社
　代表取締役　中川　伊正
　長崎市江川町二三二番地
（乙）株式会社ジョイフルサン
　代表取締役　大石　真司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十二月十一日
　掲載頁　五十頁（号外第二七一号）
　令和八年一月二十三日
　千葉県鴨川市小湊一八二番地の二
（甲）ニュー小湊ホテル株式会社
　代表取締役　吉田　雅一
　千葉県鴨川市小湊一八二番地の二
（乙）株式会社ニュー小湊ホテル
　代表取締役　吉田　幸司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の塩ビ営業部が取り扱う塩化ビニル樹脂の販売事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十七日
　掲載頁　八十頁（号外第一四六号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
　令和八年一月二十三日
　東京都中央区日本橋馬喰町二丁目七番八号
（甲）株式会社トクヤマソーダ販売
　代表取締役　田中　尚徳
　山口県周南市御影町一番一号
（乙）株式会社トクヤマ
　代表取締役　横田　浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の関係会社へのシェアードサービス事業及び経営指導業務並びに関係会社所有不動産の管理業務に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年十月二十日
　掲載頁　六十四頁（号外第二三三号）
　令和八年一月二十三日
　東京都中央区日本橋人形町一丁目一番一一号
（甲）株式会社日庄ビズネット
　代表取締役　今井　直人
　東京都中央区日本橋人形町一丁目五番七号
（乙）株式会社日庄
　代表取締役　今井　直人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　八十九頁（号外第七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　八十七頁（号外第七号）
令和八年一月二十三日
東京都西多摩郡日の出町平井一五番地一〇
（甲）株式会社Ｓｓｉｍａホールディングス　代表取締役　田邉　昌志
東京都あきる野市瀬戸岡三六〇番地一
（乙）株式会社スイーピングサービス　代表取締役　田邉　昌志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目三番一六号吉祥寺東亜会館一階及び地下一階　名称Ｇ－ＯＮＥ吉祥寺及びＧ－ＯＮＥ　ＳＬＯＴ吉祥寺）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十七日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十二日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十三日
東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）株式会社メッセ
代表取締役　宮本　君夫
香川県高松市番町二丁目一七番一五号ファロス第一ビル六階
（乙）株式会社グランド商事・アドバンス
代表取締役　平山　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月二十四日
掲載頁　六頁
令和八年一月二十三日
東京都中央区日本橋二丁目一番一四号日本橋加藤ビルデイング九階
（甲）ロンザジャパン株式会社
代表取締役　小林　亨
相模原市中央区南橋本四丁目三番三六号
（乙）ロンザ株式会社
代表取締役　小林　亨

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフランチャイズ店舗及び直営店舗に係るコンビニエンスストア事業並びに転貸借契約に係る賃貸借事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の取締役会における承認決議は令和七年九月十一日に、乙の株主総会の承認決議は令和七年九月十二日にそれぞれ終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.lawson.co.jp/company/index.html

（乙）掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十三日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（甲）株式会社ローソン
代表取締役　竹増　貞信
群馬県前橋市亀里町九〇〇番地
（乙）株式会社セーブオン
代表取締役　橋本　浩英

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙にアクワイアリング事業に関する権利義務を承継させ乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十九日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十三日
東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）住信ＳＢＩネット銀行株式会社
代表取締役社長　円山　法昭
東京都千代田区六番町六番地
（乙）株式会社ＵＳＥＮ　ＦｉｎＴｅｃｈ
代表取締役社長　姥貝　徳尚

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフィットネス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　五十四頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十三日
東京都新宿区西新宿六丁目三番一号
（甲）株式会社ＡＦＪ　Ｐｒｏｊｅｃｔ
代表取締役　山部　清明
大阪市都島区毛馬町一丁目七－一一
（乙）株式会社ベストフィットネス
代表取締役　山部　清明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の不動産管理部門に関する権利義務を承継し乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　一五〇頁（号外第二五六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　一五七頁（号外第二五六号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　八十一頁（号外第二八六号）
令和八年一月二十三日
名古屋市中区松原三丁目一三番四一号
（甲）株式会社ワイ・ヨットホールディングス　代表取締役　寺田　清誌
名古屋市中区松原三丁目一三番四一号
（乙）株式会社ワイ・ヨットネットワークセンター
代表取締役　寺田　清誌
名古屋市中区松原三丁目一三番四一号
（丙）株式会社ワイ・ヨット
代表取締役　松田佐和子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が運営する介護付有料老人ホームリヤンド（絆）・泉佐野に係る施設及び介護事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月十一日
掲載頁　十頁
令和八年一月二十三日
大阪府岸和田市小松里町二五一二
（甲）株式会社岸和田グランドホール
代表取締役　杉本　和也
東京都港区港南一丁目八番二三号
（乙）ＮＳリヤンド株式会社
代表取締役　菅波　健二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十三日
掲載頁　一二三頁（号外第二八〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十三日
掲載頁　一二六頁（号外第二八〇号）

令和八年一月二十三日

北九州市小倉北区田町一一番八号

（甲）株式会社ピュアライフ
代表取締役　迫本　常義

北九州市小倉北区田町一一番八号

（乙）株式会社ピュアライフグループ
代表取締役　迫本　常義

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＢＡホールディングス株式会社（住所東京都中央区銀座八丁目六番二五号三階）に対して当社の推し香水（Ｓｃｅｎｔｌｙ）事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十二日
掲載頁　五十四頁（号外第二四九号）

令和八年一月二十三日

東京都中央区銀座八丁目六番二五号三階

ｙｏｕｓｕａｌ株式会社
代表取締役　緒方　征弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社コスモ技研（愛知県小牧市大字入鹿出新田字大島二八五番地）に対して当社のロボットシステム、ファクトリーオートメーションシステム並びにこれらのソリューションサービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は令和八年二月二十七日付でカトーレックアセット株式会社へ商号変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十八日
掲載頁　一五九頁（号外第二七六号）

令和八年一月二十三日

愛知県小牧市大字入鹿出新田字大島二八五番地

株式会社コスモ技研
代表取締役　加藤　英輔

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＯＳＫ（住所香川県丸亀市富士見町二丁目九番二号）に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

香川県丸亀市蓬莱町一番地

株式会社大崎造船鉄工所
代表取締役　大崎　幸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ノースシェアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

北海道札幌市北区北三十四条西十丁目六番二一号田中ビル

合同会社ノースシェア
代表社員　田中　裕基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

岩手県奥州市水沢字川端八四番地一みやはらハイツ二〇一

合同会社奥州美建
代表社員　遠藤竜太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

栃木県宇都宮市今泉新町六一番地六にしき今泉新町ハイツⅢ三〇七号室

サンシャイン合同会社
代表社員　ファンティタオ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

埼玉県春日部市下柳一四二九番地八

あおい合同会社
代表社員　小川　亜依

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

千葉県流山市三輪野山四丁目二三番地の一五

アロウズ合同会社
代表社員　黒崎　衛

組織変更公告

当社は、令和八年三月一日をもって株式会社へ組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＡＬＯＨＡ７とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

千葉県千葉市緑区おゆみ野南四丁目二四番地二

合同会社ＡＬＯＨＡ７
代表社員　藤元　玲奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都世田谷区下馬三丁目二九番一六号

Ｓｐｉｎｔｅｇｒａｔｅ合同会社
代表社員　石倉　拓朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都荒川区西日暮里一丁目五九番一一号細谷ビル四〇六

合同会社Ｗａａｐ
代表社員　井家　雄貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都渋谷区鉢山町一三番七号

ビーカインド・ラボ合同会社
代表社員　稲田　圭助

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社ＭａｄｅＭｏ
代表社員　橋本　直人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織を変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

川崎市宮前区菅生四丁目四番三号

合同会社ＴＫプロジェクト
代表社員　髙橋　貴史

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年一月二十三日

静岡県掛川市山崎六一四六番地

本谷製茶農業協同組合
代表理事組合長　山本　一美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

愛知県豊橋市弥生町字東豊和一三番地五

合同会社Ｆｉｒｓｔ　ｉｎｔｅｒｉｏｒ

代表社員　神﨑　一哉

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月二日開催の総会の決議により、定款を変更し非出資農事組合法人に移行したうえで一般社団法人に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は一般社団法人宇賀新田大志協議会とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

三重県いなべ市大安町宇賀新田六八番地の一

農事組合法人宇賀新田農家組合

代表理事　清水　真和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

大阪府豊中市走井二丁目八番二号

合同会社フードプレス

代表社員　坂本　雄一

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月二十三日

兵庫県美方郡新温泉町対田四〇九

農事組合法人アイガモの谷口

理事　谷口　正友

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｔｅｃｈｎｉｃａｌ　Ｌｉｎｋ．８７とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

兵庫県神戸市西区学園西町一丁目一―一

合同会社Ｅ―ＡＩＲｓ

代表社員　播磨　智代

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年一月二十三日

兵庫県養父市左近山一三四番地

左近山生産森林組合

代表理事　小野山直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＴＡＷＡＲＡホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

福岡市東区香住ヶ丘六丁目三七番四〇号

合同会社ＴＡＷＡＲＡ

代表社員　田原　昭彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

福岡県北九州市門司区大字伊川一二二九

たかつき介護看護事業合同会社

代表社員　高月　王宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社ＡＮＳＩＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

宮崎県北諸県郡三股町大字宮村二九〇一―七

合同会社ＭＩＷ

代表社員　瀬尾　典史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

宮崎県都城市牟田町二―五Ｕビル二〇二号

ＨＫ　ＯＮＥ合同会社

代表社員　チャン・クイン・ハット

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十三日

宮城県石巻市雄勝町雄勝字呉壺一三番地の八

有限会社佐藤トラック

代表取締役　佐藤さち子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十七億四千九百九十九万九千四百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇三頁（号外第一六八号）

令和八年一月二十三日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号日比谷国際ビル

株式会社Ｔ２

代表取締役　熊部　雅友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　八十八頁（号外第三号）

令和八年一月二十三日

東京都江東区辰巳三丁目一四番八号

東京物流株式会社

代表取締役　樋口　貴彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階

ＴＫホールディングス株式会社

代表取締役　バーク・マレック

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百七十七億五千四百五十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階

ＴＫ株式会社

代表取締役　スコット・カーナス

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

ＳＭＣ０４０１株式会社

代表取締役　石黒　則充

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億三千五百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年一月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二五番一三号

フロイント産業株式会社

代表取締役　伏島　巌

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百四万一千三百六十八円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

有限会社伊豆大島リゾートゴルフクラブ

代表取締役　山口　明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円（ただし、令和七年十一月十四日から資本金の額の減少がその効力を生ずる日の前日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、五千万円に当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）減少して一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　六十二頁（号外第一五九号）

令和八年一月二十三日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号

ジャパンホームシールド株式会社

代表取締役　勅使河原隆巳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千万八十五円減少し四千万円とすることにいたしました。

株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することが出来る株主全員の同意による）は令和七年十二月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一四三頁（号外第一一七号）

令和八年一月二十三日

東京都文京区後楽二丁目五番一号

レンタルシステム株式会社

代表取締役　岩﨑　伸一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億三千九百九十九万九千八百円減少して、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/816830/announces

令和八年一月二十三日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル三階０Ｃｌｕｂ

株式会社フェイガー

代表取締役　石崎　貴紘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千三百十九万八千九百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　二頁

令和八年一月二十三日

東京都港区西新橋三丁目三番一号

ＡＰＬＵＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　孫　潮磊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百五十二万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　九十一頁（号外第三号）

令和八年一月二十三日

東京都あきる野市二宮東二丁目一番地一

株式会社マサダ製作所

代表取締役　高橋　正彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億五千八百七十五万九千十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://caguuu.com/

令和八年一月二十三日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

ＣＡＧＵＵＵ株式会社

代表取締役　中村　勇輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aicix.jp/ir/notification/

令和八年一月二十三日

東京都港区芝三丁目四三番一六号

株式会社ＮＴＴ　ＡＩ－ＣＩＸ

代表取締役　社家　一平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億円減少することといたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地四

株式会社JFR&KOMEHYO PARTNERS

代表取締役　下垣　徳尊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　五頁

令和八年一月二十三日

神奈川県川崎市高津区北見方二丁目六番一号

ステアリテール株式会社

代表取締役　真船　厚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千七百万円減少して一億円とすることとし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十六日であり、株主総会の決議は令和七年十二月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　愛媛新聞

掲載の日付　令和八年一月二十三日

掲載頁　七頁

令和八年一月二十三日

愛媛県八幡浜市松柏丙八三一番地

丸三産業株式会社

代表取締役　菊池　元宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十九万九千九百二十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　十頁

令和八年一月二十三日

熊本市西区春日一丁目一四番一号二階

シタテル株式会社

代表取締役　河野　秀和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十五頁（号外第一号）

令和八年一月二十三日

宮崎県児湯郡新富町大字新田四一八〇番地

宮崎サンフーズ株式会社

代表取締役　岩崎　和也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億七千四百二十六万五千五百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　六十八頁（号外第二六二号）

令和八年一月二十三日

青森県十和田市東四番町一〇番一九号

株式会社日商

代表取締役　気田　憲二

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を十三万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十四日

掲載頁　二頁

令和八年一月二十三日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号

株式会社ユニバーサルコムピューターシステム

代表取締役　野田　和昭

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月一日を効力発生日とする株式会社ワイ・ヨットネットワークセンターとの株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十一頁（号外第二八六号）

令和八年一月二十三日

名古屋市中区松原三丁目一三番四一号

株式会社ワイ・ヨット

代表取締役　松田佐和子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五十九億八百二十七万円減少し、資本準備金の額を金五十九億八百二十七万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　二頁

令和八年一月二十三日

北海道広尾郡大樹町字芽武六九〇番地四

インターステラテクノロジズ株式会社

代表取締役　稲川　貴大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億円、資本準備金の額を二十三億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　八十八頁（号外第一二一号）

令和八年一月二十三日

千葉県四街道市和田一六六番地

株式会社千葉ヤクルト工場

代表取締役　青木　宏道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円それぞれ減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一六八頁（号外第一四六号）

令和八年一月二十三日

千葉県千葉市中央区富士見一丁目一〇番一二号

株式会社富士見地所

代表取締役　秋山　智

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億円、資本準備金の額を十二億円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jera-cross.com/ja/public-notice

令和八年一月二十三日

東京都中央区日本橋二丁目一番一四号

株式会社ＪＥＲＡ　Ｃｒｏｓｓ

代表取締役　一倉　健悟

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億三四四四万三一三〇円、資本準備金の額を八億八一七五万四三八六円減少し、それぞれ一千万円、十九億四四一二万二七二八円といたします。

効力発生日は令和八年二月二十五日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://roxx.co.jp

令和八年一月二十三日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

株式会社ＲＯＸＸ

代表取締役　中嶋　汰朗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億四千五百五十万円、資本準備金の額を三十一億四千五百五十万円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　六十五頁（号外第一六三号）

令和八年一月二十三日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＬＬホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　誠一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百万円、資本準備金の額を一億一千七百五十二万八千円減少し、それぞれ百万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://avex.com/jp/ja/public/koukoku/group/

令和八年一月二十三日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー一五階　株式会社ＬＩＶＥＳＴＡＲ

代表取締役　西村翔太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億円、資本準備金の額を二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一〇三頁（号外第一七四号）

令和八年一月二十三日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号

パレットホールディングス株式会社

代表取締役　酒井　香紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千七百七十七万七千五百七十二円（但し、令和八年一月二十三日から令和八年二月二十六日までの間に払い込まれた株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額を加算した額）減少し、一億円とすることにいたしました。また、資本準備金の額を十六億四千四十三万七千八百六十四円（但し、令和八年一月二十三日から令和八年二月二十六日までの間に払い込まれた株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本準備金の額を加算した額）減少し、二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館一四階

レジル株式会社

代表取締役　丹治　保積

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円、資本準備金の額を四億五千万円減少し、それぞれ五百六十一億四千七百九十四万三千百四十五円、五百六十一億四千七百九十四万三千百四十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇八頁（号外第一六八号）

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

ディーアールアイ・ユーティー株式会社

代表取締役　手塚　万峰

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十三日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十三日

山口県宇部市大字川上九八三番地二

有限会社アイテックス

代表取締役　岩本　真一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

千葉県柏市十余二　二九七番地

昭和自動車株式会社

代表取締役　江原　敏雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉九番地一

〇八　株式会社クリエイト軽井沢建設

代表取締役　大石　成人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十三日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉九番地一

〇八　株式会社クリエイト軽井沢不動産

代表取締役　大石　成人

合併につき株券等提出公告

当社は、昭和西川株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都中央区日本橋浜町一丁目四番一五号

三階　昭和西川羽毛製造株式会社

代表取締役　星野　一成

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社富山エアポートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

富山県富山市秋ケ島三〇番地

富山空港ターミナルビル株式会社

代表取締役　岡田信一郎

株式交換につき株券等提出公告

当社は、チンクエチェント株式会社（住所東京都新宿区新宿二丁目一二番一三号　新宿アントレサロンビル二階）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都港区南青山五丁目六番一九号

株式会社ドラフト

代表取締役　山下　泰樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金満殖が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月二十三日

大阪市北区中津一丁目一八番一八号若杉ビル八階八〇二号室　株式会社テクロス

日本における代表者　金　満　殖

取得条項付株式の取得日の通知公告

当社は、令和八年二月十三日をもって、当社の取得条項付種類株式であるB種種類株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

令和八年一月二十三日

大阪府茨木市横江二丁目二番一号

株式会社イーステック

代表取締役　清水　裕行

吸収信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年二月二十六日付で左記一の分割信託及び承継信託について吸収信託分割を行いますので、公告します。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、分割信託及び承継信託の特定

（一）分割信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者　東京都中央区銀座六丁目九番二号　黒沢不動産株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

イ　信託の年月日　平成二十九年九月二十五日

ウ　信託の契約締結日及び契約名称　平成二十九年九月二十五日付特定包括信託契約書（その後の変更を含む。）

（二）承継信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

イ　信託の年月日　平成二十九年十一月三十日

ウ　信託の契約締結日及び契約名称　平成二十九年十一月三十日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、右記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の分割信託及び承継信託についての信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の右記一の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七一

令和八年一月二十三日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

支配人　小西　伸幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額七十八億七千二百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001014/3xz6/

令和八年一月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ブルーオーシャン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百九十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snnm.jp/koukoku/nagoya_minato_development_tmk/

令和八年一月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

名古屋みなとデベロップメント特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十七億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　五十三頁（号外第一五二号）

令和八年一月二十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社三河ロジデベロップメント

取締役　赤津　忠祐

債権申出の公告（第三回）

当行規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当行規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

長野県長野市青木島一丁目二一番地二号　青木島ＡＰ　Ｂ二〇三

株式会社八十二長野銀行

（旧　株式会社長野銀行）

規約型確定給付企業年金清算人　宮崎　孝美

訂正公告

令和八年一月十四日掲載の資本金の額の減少公告中、住所に「東京都渋谷区千駄ヶ谷町三丁目五一番七号」とあるは「東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号

株式会社ザッパラス

代表取締役　溝上　雅俊

訂正公告

令和八年一月十九日（号外第十一号）掲載の資本金の額の減少公告中、減少する資本金の額「二千三百万円」とあるは「三千三百万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日

東京都品川区西五反田七丁目一三番六号

株式会社アイランドプロファイル

代表取締役　溝口　峰隆

取消公告

令和八年一月七日（号外第三号）掲載の解散公告を取消します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区外神田四丁目七番五号

外神田マーケティング事務所株式会社

代表取締役　田内　広平

正誤

ページ	段	行	誤	正
四一	上	一四～一五	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第七号地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により

となった。

同年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第十三号所得税法等の一部を改正する法律は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により

ページ	段	行	誤	正
一一五	上	六	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
〃	〃	一四～一五（終りから）	法律（令和七年法律第	
〃	下	一五～一六	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	

となった。

同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百二十一号法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により

ページ	段	行	誤	正
一七七	上	一二～一二（終りから）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）

となった。

同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百二十四号登録免許税法施行令の一部を改正する政令は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により

ページ	段	行	誤	正
一八二	下	五（終りから）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）

となった。